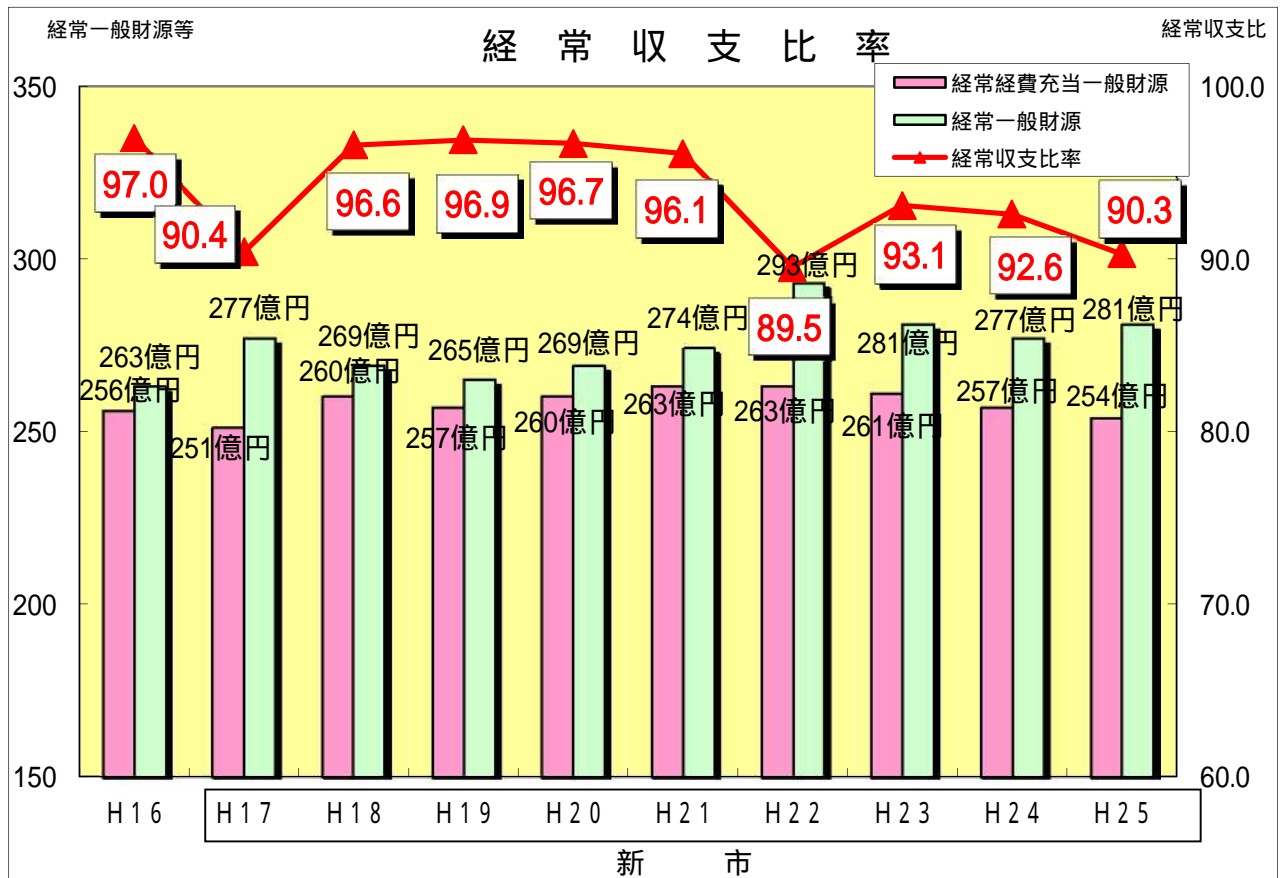


財政力指数とは？

地方公共団体の財政力を示す指標で、通常は3年平均値を使用します。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

この比率が1以上になると地方交付税が交付されない不交付団体となります。三位一体の改革に伴う税源移譲などにより平成20年度までは上昇傾向にありましたが、以後、市税収入の減などにより下降傾向となっており、地方交付税へ依存する割合が高まっています。



経常収支比率とは？

分母

市税などの用途が特定されていない経常的な収入(経常一般財源)

分子

人件費、施設の維持管理費、扶助費などの経常的な支出(経常経費充当一般財源)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100$$

この比率が高いほど、公共施設の整備などの建設事業を行うためのお金が少ないことを意味し、財政状況は硬直化しているといえます。

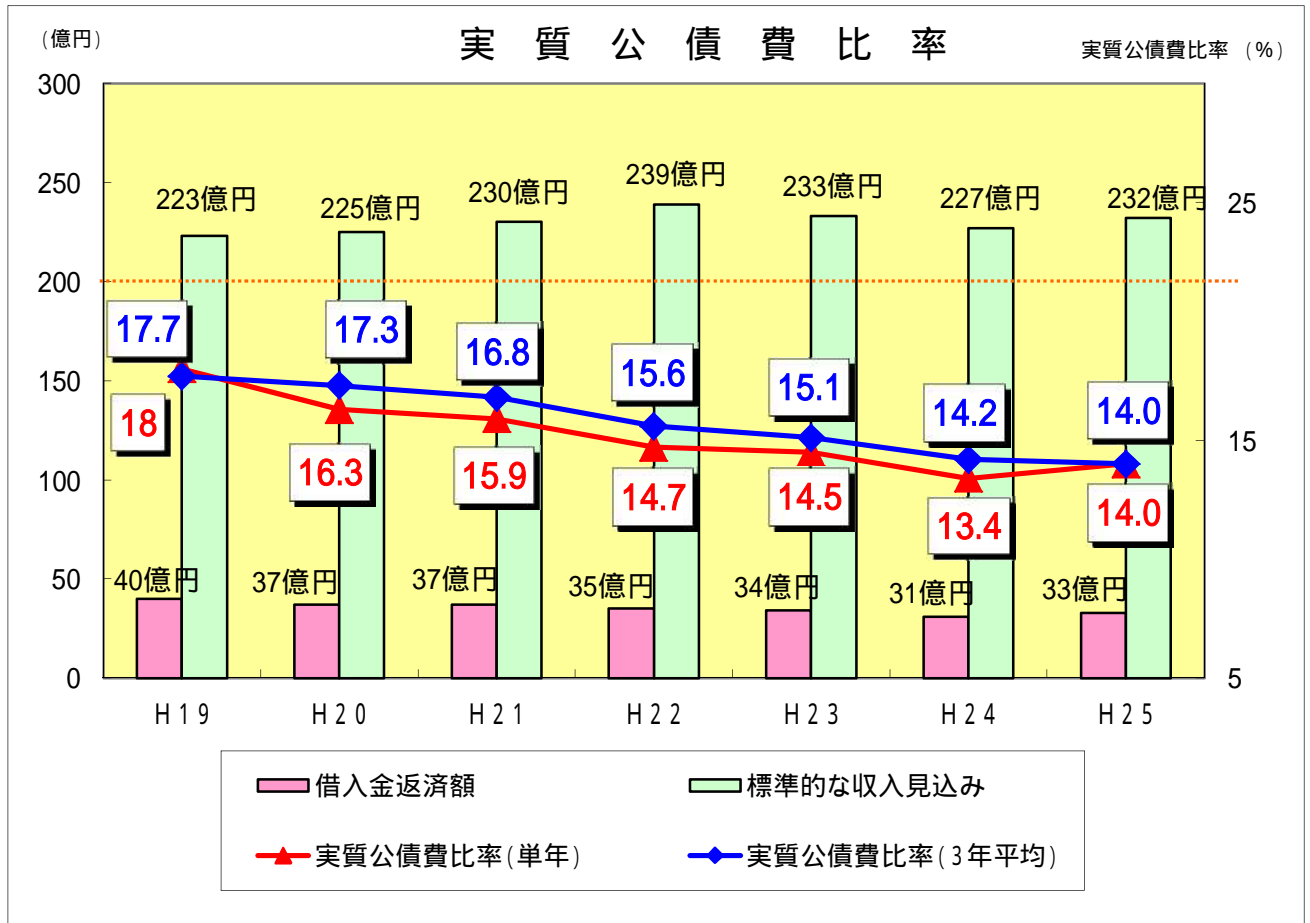
平成25年度決算の状況

平成25年度決算では、平成24年度に比べ2.3ポイント低くなりました。

【主な要因】

分母となる経常一般財源は、市税、普通交付税及び臨時財政対策債の増収などにより総額で4.2億円の増となったこと。

分子となる経常経費充当一般財源は、行財政改革の推進効果により、人件費、補助費など総額で2.7億円の減となったこと。



実質公債費比率とは？

平成18年4月に地方債制度が「許可制」から「協議制」に移行したことに伴い導入された指標で、これまでの普通会計に加えて、特別会計や一部事務組合への負担を含んだものとなっています。平成19年度決算からは、健全化判断比率4指標のうちの一つとなりました。

分母
市税、普通交付税などの用途が特定されていない標準的な収入見込み額から、普通交付税に算入された借入金返済額を差し引いた額

分子
道路・学校の建設などの財源とした普通会計の借入金返済のほか、水道・下水道など特別会計や消防などの一部事務組合の借入金返済など、市が負担した額から普通交付税に算入された借入金返済額を差し引いた額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{借入金返済額} - \text{普通交付税に算入された借入金返済額}}{\text{用途が特定されない標準的な収入見込み額} - \text{普通交付税に算入された借入金返済額}} \times 100$$

この比率が25%以上になると、早期健全化団体に位置付けられ、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による早期健全化を図ることが義務付けられます。

平成25年度決算の状況

平成25年度決算では、平成24年度に比べ3年平均で0.2ポイント低くなり、単年では0.6ポイント高くなりました。

【主な要因】

単年では第三セクター等改革推進債の影響があり増となったが、これまでの市債発行の抑制などにより借入金返済額が減少傾向であることや、市債の発行においては交付税措置のあるものにするなど、後年度負担の軽減に努めてきた結果、3年平均では減となったもの。

複雑な指標のため、できるだけわかりやすいように簡略化した説明となっています。

債務残高の推移

平成23年度

平成24年度

平成25年度

比較

地方債残高

・普通会計	547.9億円	550.0億円	695.1億円	145.1億円
・特別会計	426.2億円	415.6億円	408.7億円	6.9億円
・水道事業会計	93.7億円	89.4億円	84.1億円	5.3億円
計	1067.8億円	1,055.0億円	1,187.9億円	132.9億円
(市民一人当り)	100万円	100万円	113万円)

債務負担行為現在高(2公社金融機関借入分除く)

	45.2億円	49.7億円	69.4億円	19.7億円
--	--------	--------	--------	--------

土地開発公社借入分

	147.9億円	113.9億円	0億円	113.9億円
--	---------	---------	-----	---------

都市整備公社借入分

	17.8億円	15.9億円	14.1億円	1.8億円
--	--------	--------	--------	-------

一部事務組合への津山市負担分

	25.1億円	22.9億円	30.7億円	7.8億円
--	--------	--------	--------	-------

津山市債務合計

	1,303.8億円	1,257.4億円	1,302.1億円	44.7億円
--	-----------	-----------	-----------	--------

(市民一人当り)	123万円	119万円	124万円)
----------	-------	-------	-------	---